

令和3年度介護報酬改定について

令和3年度介護報酬改定にて、以下の取組が義務付けられました。いずれも令和6年3月31日までの経過措置が設けられていますが、各事業所で検討の上余裕をもって実施いただきますようお願いいたします。

①感染症対策の強化

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を図る観点から、委員会の開催、指針の整備、研修・訓練を実施等が義務付けられました。

②業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合でも、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の作成、研修・訓練の実施等が義務付けられました。

③高齢者虐待防止の推進

利用者の権利の擁護、虐待防止の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会を開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることが義務付けられました。

内容及び手続の説明及び同意について

令和3年の省令の改正により、ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、事業所に以下について、利用者に説明を行うことを求めるようになりました。

①前6カ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

②前6カ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合

居宅介護支援事業所における管理者の資格要件について

平成30年度の厚生労働省令（以下、省令）の改正により、原則管理者の要件は「主任介護支援専門員」に限られ、令和3年3月31日までは、その適用を猶予するとの経過措置期間が設けられましたが、令和2年6月5日に省令が改正され、令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、経過措置期間が令和9年3月31日まで延長されました。また、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合（※）について、主任介護支援専門員を管理者としない取扱いも可能となりました。市内の事業所におかれましては、今一度管理者の資格要件をご確認ください。

※令和3年4月1日以降、不測の事態により、主任介護支援専門員を管理者とできなくなった場合、必ず管理者確保のための計画書を保険者に届け出てください。